

様式44

令和 5年10月 2日

三重県知事 あて

医療法人住所 三重県北牟婁郡紀北町上里  
225番地8  
医療法人の名称 医療法人 慈心会  
理事長 帆刈 睦男  
電話 0597 ( 36 ) 1300

## 決 算 届

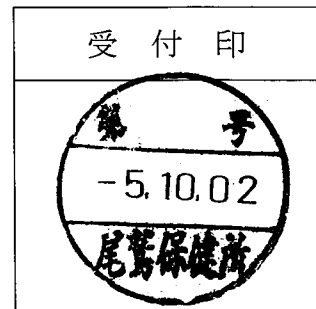
令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

## [添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

## [備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別 紙〕  
様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人慈心会

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人

出資額限度法人  その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里 2 2 5 番地 8

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 8年 7月 22日

(4) 設立登記年月日 平成 8年 7月 23日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	帆刈 睦男	第一病院院長
理 事	小倉 房子	
同	小倉 博之	
同	五嶋 博道	第一病院介護医療院管理者
同	西 範文	第一病院事務
監 事	松山 治幸	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	第一病院	三重県北牟婁郡紀北町上里2 25番地8	療養病床 192床 [医療保険 192床]
介護医療院	第一病院介護医療院	同上	医療院 90床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月23日 令和3年度決算の決定

令和 4年 7月11日 役員改選について

令和 5年 3月14日 令和5年度事業計画について

様式 2

法人名 医療法人 慈心会

※医療法人整理番号 A 6 6

所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里 2 2 5 番地 8

財 産 目 録  
(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	1,151,115 千円
2. 負 債 額	674,513 千円
3. 純 資 産 額	476,602 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	528,841
B 固 定 資 産	622,274
C 資 産 合 計 (A+B)	1,151,115
D 負 債 合 計	674,513
E 純 資 産 (C-D)	476,602

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 慈心会  
 所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里 2 2 5 番地 8

※医療法人整理番号 A 6 6

貸 借 対 照 表  
 (令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	528,841	I 流 動 負 債	100,986
現金及び預金	28,642	支払手形	0
事業未収金	187,681	買掛金	7,273
たな卸資産	6,419	短期借入金	36,631
その他の流動資産	306,099	未払金	42,292
		預り金	14,790
II 固 定 資 産	622,274		
1 有 形 固 定 資 産	610,903	II 固 定 負 債	573,527
建物	497,994	長期借入金	573,527
構築物	0		
医療用器械備品	18,337		
車両及び船舶			
土地	74,265		
その他の有形固定資産	20,305		
2 無 形 固 定 資 産	382		
その他の無形固定資産	382	負債合計	674,513
		純資産の部	
		科 目	金 額
3 その他の資産	10,989	I 資 本 剰 余 金	97,000
有価証券	0	II 利 益 剰 余 金	379,602
その他の固定資産	10,989		
		純資産合計	476,602
資産合計	1,151,115	負債・純資産合計	1,151,115

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人 慈心会

※医療法人整理番号 A 6 6

所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里225番地8

損 益 計 算 書  
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,242,342
2 事業費用	1,417,576	
本来業務事業収益		△ 175,234
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
事業損失		△ 175,234
II 事業外収益		
受取利息		22
その他の事業外収益		14,093
III 事業外費用		
支払利息	6,822	
その他の事業外費用		
経常損失		△ 167,941
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産除却損		
その他の特別損失		
税引前当期純損失		△ 167,941
法人税・住民税及び事業税	205	
法人税等調整額		
当期純損失		△ 168,146

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

## 様式6

## 監事監査報告書

医療法人 慈心会  
理事長 帆刈 睦男 殿

私は、医療法人慈心会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月26日

医療法人慈心会

監事 松山 治幸

